

公 告

契約担当官代理
航空自衛隊第5航空団
契約班長 野々宮 隆之



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 食器洗浄及び清掃作業部外委託
- (2) 履行場所 航空自衛隊下甕島分屯基地
- (3) 履行期間 令和5年4月3日～令和6年3月31日
- (4) 契約方法 単価契約

2 入札日時 令和5年4月3日(月) 9時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に各予定数量を乗じて計算した金額の合計(予定総価)額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約条項の食器洗浄作業等部外委託契約条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 入札参加者は、入札前までに時給単価資料を提出する。入札前までに本資料の提出がない又は最低賃金を下回っている場合は、入札を無効とする。
- (6) 郵便入札を可とする。また、郵便入札の場合は、時給単価資料及び入札書を各々封筒に入れて封かんし、さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんすることを可とする。その際、入札書を入れた封筒へ「入札書在中」と記載し、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (7) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: 高橋

TEL 0983-35-1121(内線)5738 FAX 0983-35-1805(直通)

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 渡邊 一夫 殿

時給単価資料

件名：食器洗淨及び清掃作業部外委託

(航空自衛隊下甕島分屯基地) (令和5年度分)

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

※留意事項

- ① 各区分の直接人件費は「数量＝仕様書の作業時間×配置予定作業人員数」×「各配置予定作業人員の予定時給単価」で算定されるものとし、予定時給単価が令和5年3月時点の鹿児島県の最低賃金を下回るものの入札は無効となります。
- ② 各項目の金額は「1日」あたりの金額を記入して下さい。
- ③ 「菌検査費」は本役務に必要な「検査費の予定総合計額」に「予定数量の総数」で割ったもので「1日」あたりを算出して下さい。
- ④ 各「直接人件費算定」及び「菌検査費」の備考欄に算出用の数値を記入して下さい。
- ⑤ 提出された時給単価資料ほか一件書類は返却致しません。予めご了承下さい。

内訳書						
名 称	規 格 寸 法	数量	単位	単 価	金 額	備 考
平日作業（朝食）	仕様書のとおり	1	日			円未満切捨
（内訳）						
直接人件費算定	仕様書のとおり		時間			作業時間 0800～1000（2時間） 作業人数 人（予定基準人数） 予定時給単価 円/人/H
直接人件費	仕様書のとおり	1	式			
直接物品費	仕様書のとおり	1	式			
直接業務費	仕様書のとおり	1	式			
業務管理費	仕様書のとおり	1	式			
業務原価	仕様書のとおり	1	式			
一般管理費等	仕様書のとおり	1	式			
業務価格	仕様書のとおり	1	式			
菌検査費	仕様書のとおり	1	式			必要菌検査の合計金額÷ 年間総予定数量 円÷984日 ＝ 円未満切捨
平日作業（昼食）	仕様書のとおり	1	日			円未満切捨
（内訳）						
直接人件費算定	仕様書のとおり		時間			作業時間 1100～1330（2.5時間） 作業人数 人（予定基準人数） 予定時給単価 円/人/H
直接人件費	仕様書のとおり	1	式			
直接物品費	仕様書のとおり	1	式			
直接業務費	仕様書のとおり	1	式			
業務管理費	仕様書のとおり	1	式			
業務原価	仕様書のとおり	1	式			
一般管理費等	仕様書のとおり	1	式			
業務価格	仕様書のとおり	1	式			
菌検査費	仕様書のとおり	1	式			必要菌検査の合計金額÷ 年間総予定数量 円÷984日 ＝ 円未満切捨

内訳書						
名 称	規 格 寸 法	数量	単位	単 価	金 額	備 考
平日作業（夕食）	仕様書のとおり	1	日			円未満切捨
（内訳）						
直接人件費算定	仕様書のとおり		時間			作業時間 1530～1800（2.5時間） 作業人数 人（予定基準人数） 予定時給単価 円/人/H
直接人件費	仕様書のとおり	1	式			
直接物品費	仕様書のとおり	1	式			
直接業務費	仕様書のとおり	1	式			
業務管理費	仕様書のとおり	1	式			
業務原価	仕様書のとおり	1	式			
一般管理費等	仕様書のとおり	1	式			
業務価格	仕様書のとおり	1	式			
菌検査費	仕様書のとおり	1	式			必要菌検査の合計金額÷ 年間総予定数量 円÷984日 = 円未満切捨
休日作業（朝食）	仕様書のとおり	1	日			円未満切捨
（内訳）						
直接人件費算定	仕様書のとおり		時間			作業時間 0800～1000（2時間） 作業人数 人（予定基準人数） 予定時給単価 円/人/H
直接人件費	仕様書のとおり	1	式			
直接物品費	仕様書のとおり	1	式			
直接業務費	仕様書のとおり	1	式			
業務管理費	仕様書のとおり	1	式			
業務原価	仕様書のとおり	1	式			
一般管理費等	仕様書のとおり	1	式			
業務価格	仕様書のとおり	1	式			
菌検査費	仕様書のとおり	1	式			必要菌検査の合計金額÷ 年間総予定数量 円÷984日 = 円未満切捨

内訳書						
名 称	規 格 寸 法	数量	単位	単 価	金 額	備 考
休日作業（昼食）	仕様書のとおり	1	日			円未満切捨
（内訳）						
直接人件費算定	仕様書のとおり		時間			作業時間 1100～1330（2.5時間） 作業人数 人（予定基準人数） 予定時給単価 円/人/H
直接人件費	仕様書のとおり	1	式			
直接物品費	仕様書のとおり	1	式			
直接業務費	仕様書のとおり	1	式			
業務管理費	仕様書のとおり	1	式			
業務原価	仕様書のとおり	1	式			
一般管理費等	仕様書のとおり	1	式			
業務価格	仕様書のとおり	1	式			
菌検査費	仕様書のとおり	1	式			必要菌検査の合計金額÷ 年間総予定数量 円÷984日 = 円未満切捨
休日作業（夕食）	仕様書のとおり	1	日			円未満切捨
（内訳）						
直接人件費算定	仕様書のとおり		時間			作業時間 1530～1730（2時間） 作業人数 人（予定基準人数） 予定時給単価 円/人/H
直接人件費	仕様書のとおり	1	式			
直接物品費	仕様書のとおり	1	式			
直接業務費	仕様書のとおり	1	式			
業務管理費	仕様書のとおり	1	式			
業務原価	仕様書のとおり	1	式			
一般管理費等	仕様書のとおり	1	式			
業務価格	仕様書のとおり	1	式			
菌検査費	仕様書のとおり	1	式			必要菌検査の合計金額÷ 年間総予定数量 円÷984日 = 円未満切捨

入 札 書

¥

(消費税及び地方消費税は含んでおりません)

品 名 （ 件 名 ）	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
食器洗浄及び清掃作業 部外委託	仕様書のとおり 平日 朝食作業	回	244			
〃	仕様書のとおり 平日 昼食作業	回	244			
〃	仕様書のとおり 平日 夕食作業	回	196			
〃	仕様書のとおり 休日 朝食作業	回	66			
〃	仕様書のとおり 休日 昼食作業	回	119			
〃	仕様書のとおり 休日 夕食作業	回	115			
	以下余白					
履 行 場 所	航空自衛隊下甕島分屯基地					
履 行 期 間	令和5年4月3日～令和6年3月31日					

令和 5 年 4 月 3 日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 渡邊 一夫 殿

住 所
会 社 名
代表者名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	食器洗浄及び清掃作業 部外委託	下甌島LPS-X00011	
		承認	令和5年3月14日
		作成	令和5年3月14日
		改正	年 月 日
			年 月 日
作成部 隊等名	第9警戒隊		
1 総則 1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊下甌島分屯基地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄及び清掃作業部外委託について適用する。 1.2 用語の定義 この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。 a) 契約担当官 食器洗浄及び清掃作業部外委託に係わる契約を締結する者 b) 検査官 契約担当官の任命を受けて、契約担当官補助者として食器洗浄及び清掃作業部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者 c) 契約相手方 食器洗浄及び清掃作業部外委託契約を請け負う者 d) 現場責任者 作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者 e) 作業従事者 この役務に直接従事する者 なお、現場責任者が作業従事者を兼ねることは可能 f) 休日等 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。 1.3 引用文書等 a) 国土交通省建築保全業務共通仕様書「第4編清掃」（平成30年度版） b) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号別添）（以下「マニュアル」という。） c) 労働基準法（昭和22年法律第49号） d) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） e) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号） 1.4 本委託業務の概要 官側の施設、器材を使用して、食器、配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に			

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業部外委託
	伴う付加作業を行うものである。 基地において、洗浄する食器、配食缶類の標準的な種類及び数量は調達要領指定書のとおりであるが、災害等あらゆる不測事態、訓練等による食数の増減及び喫食時間の変更の場合、契約相手方は官側との調整により柔軟に対応するものとする。 2 役務に関する要求 2.1 作業の条件 2.1.1 契約相手方の作業条件 契約相手方の作業条件は、次による。 a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、作業に必要な従事者数及び食器洗浄員の配置は調達要領書を基準として適切に配置するものとする。 b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認したうえで配置するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。 c) 契約相手方の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の契約期間中不足がないよう準備するものとする。 1) 作業用被服類、食器洗浄及び清掃作業に必要な消耗品 2) 保健衛生用消耗品 3) その他、官側の準備するもの以外全ては、調達要領指定書を基準によるもののほか、契約相手方は、業務に必要なと認める消耗品を準備する。 d) 器材の使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。 1) 安全に万全を期す。 2) 作業従事者自らが器材を使用して負傷した場合は、契約相手方の責任と費用負担において処置をするものとする。 3) 使用前の安全点検、使用後の点検、手入れによって、器材の故障を未然に防止する。なお、施設及び器材の維持、修理は原則として官側の負担とする。 e) 本委託の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材に損害を与えた場合は、速やかに検査官に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに現状に復旧するものとする。 f) 使用する施設及び器材は、本業務以外に使用してはならない。 2.1.2 作業従事者の服務 作業従事者の下甕島分屯基地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。 2.1.3 作業従事者の作業条件 作業従事者の作業条件は、次によらない者とする。 a) 成年被後見人又は被補佐人 b) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者 c) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者 d) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 b) 現場責任者及び作業従事者は、勤務時間中、所在を明確にする。 2.2 作業の内容 2.2.1 食器、配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業 a) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤を使用して洗浄し、食器かごに分類及び整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫の保管器材が汚れている場合は洗浄及び手入れする。

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業部外委託	
b) 汚れが著しく落ちにくい食器は、つけ置き専用の容器に集積し、漂泊又はつけ置き洗いをする。		
c) 配食後の配食缶類を水槽、洗剤を使用して洗浄し、指定の場所に格納する。この際、保管棚の保管容器が汚れている場合は洗浄及び手入れする。		
d) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した清掃器材及び用具は、使用後に洗浄及び手入れし、指定の場所に格納する。		
e) 作業終了後、食器洗浄室を清掃する。		
2.2.2 食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）、手洗い場及び食器洗浄場の清掃及びこれに付随する作業		
a) 喫食終了後、食卓備付品を整理するとともに、食卓、椅子及び卓上パーテーションをアルコール消毒にて雑巾又は布巾を使用して清掃する。		
b) 喫食終了後、食堂の床、ドア及び手洗い場を清掃器材及び用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は、洗剤を使用し水洗いする。		
c) 作業終了後、清掃器材及び用具を手入れし、指定の場所に格納する。		
d) 食堂、手洗い場及び食器洗浄場で発生したごみ、残飯類を収集日までに分別及び運搬し、残飯容器を清掃する。		
2.3 作業量		
2.3.1 洗浄する食器、配食缶類の種類及び数量は、調達要領指定書を基準とする。		
2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子の数量は調達要領書を基準とする。		
2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、調達要領指定書を基準とする。		
3 検査		
a) 各食の作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。		
検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき業務を履行するに足る作業従事者が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者の健康状態の確認、指導及び記録の衛生管理態勢は確立されていたか。 業務に必要な保健衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の食器洗浄作業時	食器、配食缶類の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき、食器、配食缶類の洗浄、手入れを行ったか。 指定した数量の食器、配食缶類を、時間内に洗浄したか。
朝・昼・夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき、食器洗浄場、食卓、椅子、卓上パーテーションの清掃及び食卓備付品の整理を行ったか。
その日の作業終了時	清掃器材、用具の洗浄状況等	官側の指定した要領、頻度に基づき、器具の洗浄、清掃及び格納がなされていたか。 器具の員数は不足していなかったか。
b) 検査において不合格となった場合は、速やかに是正し、再検査を受けるものとする。		
4 その他の指示		
4.1 衛生に関する事項		

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業部外委託
衛生に関する事項は、次による。 a) 契約相手方は、マニュアルに定める調理従事者の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。 b) 作業従事者に係る食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には契約相手方が官側に対し損害賠償の責任を負う。 c) 契約相手方は、官側がマニュアル別紙に示す作業従業者の衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。 d) 作業従事者の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、引用文書に基づくとともに、官側が食厨房内に立ち入らせることが適当と判断できるよう医師の証明、診断結果のわかるもの（診断書等）を提示、あるいは写しを提出させるものとし、必要な検査費用等（診断書の取得費用を含む。）は、契約相手方の負担によるものとする。 4.2 提出書類 契約相手方が、官側に提出する書類は、調達要領指定書を基準とする。 4.3 仕様書に関する事項 契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。	

調達要領指定書	調達要求番号	厚役4-1
	調達要求年月日	令和5年3月14日
	作成部課	第9警戒隊
	作成年月日	令和5年3月14日
品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業部外委託	
仕様書番号	下甕島LPS-X00011	

指定事項：

2.1 作業の条件

2.1.1 契約相手方の作業条件

- a) 食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値は別紙第1を基準とし、食器洗浄人員の配置は別紙第2を基準とする。
- c)3) 年間を通じて必要となる消耗品のリストは別紙第3を基準とする。受託者は、業務に必要と認める消耗品等を準備する。

2.3 作業量

2.3.1 洗浄する食器、配食缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。

表1

		月						
種類	作業区分	1日当たりの平均予定数量						
		平日			休日			
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食	
食器	飯わん	43個	78個	47個	38個	38個	36個	
	汁わん	43個	78個	47個	38個	38個	36個	
	菜皿又は洋皿	43枚	78枚	47枚	38枚	38枚	36枚	
	小皿	43枚	78枚	47枚	38枚	38枚	36枚	
	小鉢	43個	78個	47個	38個	38個	36個	
	湯のみ	43個	78個	47個	38個	38個	36個	
	盆	43枚	78枚	47枚	38枚	38枚	36枚	
	はし類	43膳	78膳	47膳	38膳	38膳	36膳	
配食缶類	食缶（飯用）	1個	1個	1個	1個	1個	1個	
	食缶（汁用）	1個	1個	1個	1個	1個	1個	
	食缶（菜用）	2個	4個	3個	2個	3個	3個	
注 記		* 献立により、ラーメン丼、丸形深皿、スプーン及びフォークの洗浄作業あり						

※ 予定数量は、令和4年実績を基に、数量算出

2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表2及び別図を基準とする。

表2

区分	面積又は数量
食堂	87.6 m ²
食器洗浄場	18.3 m ²
手洗い場	14.1 m ²
食卓	11 台
いす	34 脚
食卓備付品	9 組

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業部外委託
--------	----------------

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、表3を基準とする。

表3

平日

区分	開始時刻	終了時刻
朝食作業	08時 00分	10時 00分
昼食作業	11時 00分	13時 30分
夕食作業	15時 30分	18時 00分

休日

区分	開始時刻	終了時刻
朝食作業	08時 00分	10時 00分
昼食作業	11時 00分	13時 30分
夕食作業	15時 30分	17時 30分

4.2 提出書類は表4を基準とする。

表4

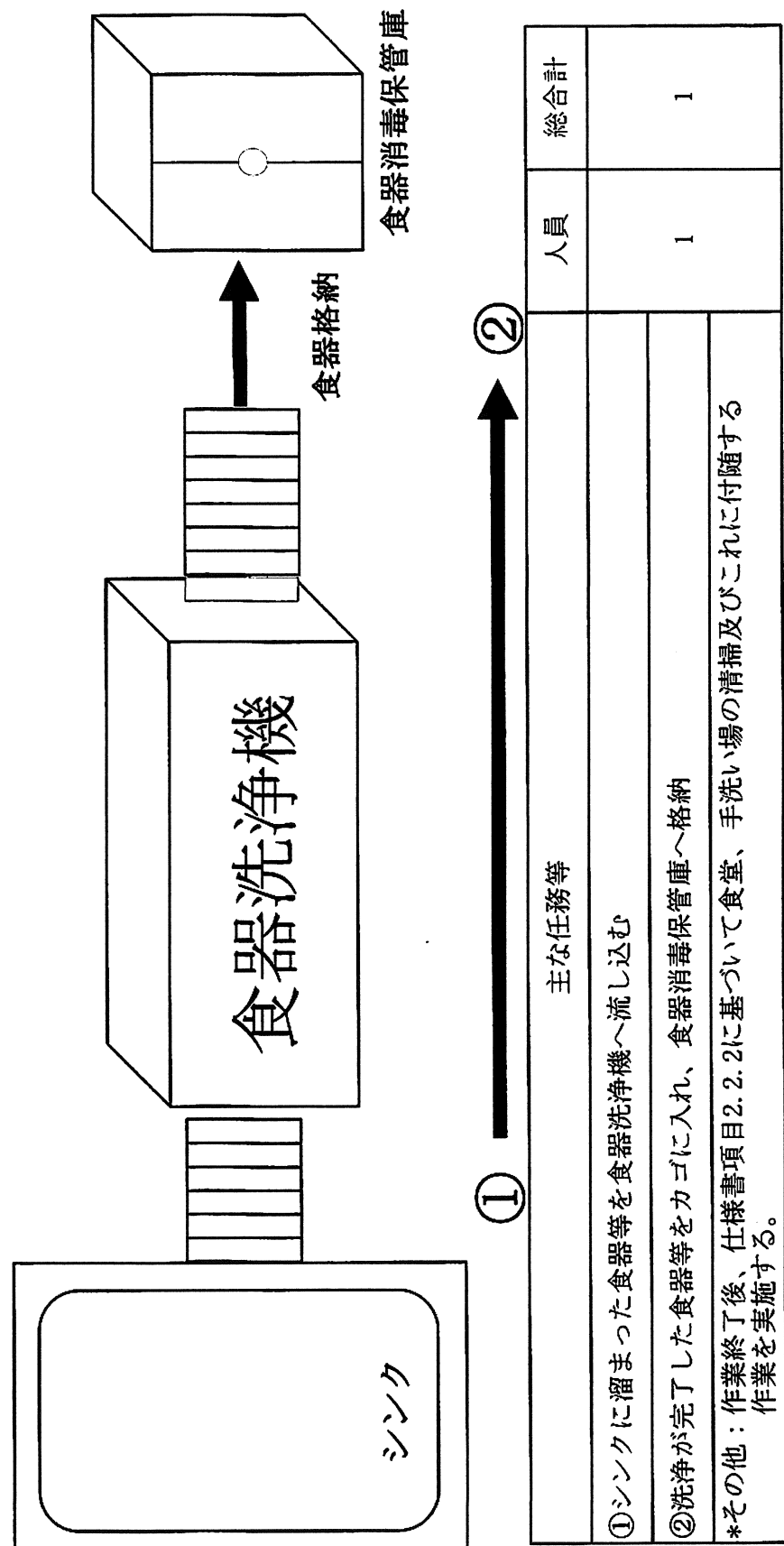
提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者届出書 別紙第4のとおり	年1回	契約完了後 速やかに	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索 結果	月1回以上	毎月10日まで（ただし、受託年度4月分は業務開始の3日前まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 10月から3月にはノロウイルスの検査を含めること。 3 寄生虫卵検査を6か月に1回以上含めること。 （基準：8月、2月） 3 菌検索実施機関発行の結果を提出する。 4 作業従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務 割振表 （勤務予定表）	月1回	翌月分を前月25日まで（ただし、受託年度4月分は業務開始の3日前まで）	従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届 （検査書） 別紙第5のとおり	月1回	当月分を翌月5日まで	

食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（令和 4 年平均）

期間	区分	食数			現場責任者 (人)	作業員			作業員 1 人 当たり食数 ($A \div B$)
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $C \times B$	
年間	平日	朝	6 9	2 6	1	1	2. 0	2. 0	4 3
		昼	1 0 2	3 7			2. 5	2. 5	7 9
		夕	6 9	2 8			2. 5	2. 5	4 7
		計	2 4 0	9 1			7. 0	7. 0	1 6 9
	休日	朝	1 1 1	1 8	1	1	2. 0	2. 0	3 8
		昼	1 0 7	2 5			2. 5	2. 5	3 8
		夕	1 0 9	2 1			2. 0	2. 0	3 6
		計	3 2 7	6 4			6. 5	6. 5	1 1 2

* 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日は年末年始休暇期間のため、最小値の食数は休日として算出する。

食器洗浄人員の配置(基準)



年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）

NO	使用区分	品名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子、ユニホーム、エプロン、履物等（白色を基準）
3	作業従事者個人用	手袋	腕カバー付
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	
7	食器洗浄用	クレンザー	
8	食器洗浄用	油用食器洗剤	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	
11	食器洗浄器具及び卓上清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒、食卓、卓上品、椅子、卓上パーテーション
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル、布巾用
14	食堂、手洗い場及び食器洗浄場清掃用	ほうき	
15	食堂、手洗い場及び食器洗浄場清掃用	デッキブラシ	
16	食堂、手洗い場及び食器洗浄場清掃用	取っ手付きブラシ	
17	食堂、手洗い場及び食器洗浄場清掃用	バケツ	
18	食堂、手洗い場及び食器洗浄場清掃用	水切り	
19	食堂、手洗い場及び食器洗浄場清掃用	モップ	
20	食堂、手洗い場及び食器洗浄場清掃用	メラミンスポンジ	
21	食堂、手洗い場及び食器洗浄場清掃用	亀の子たわし	

作業従事者届出書

食器洗浄作業及び清掃作業実施場所：航空自衛隊第 9 警戒隊

	氏名	年齢	性別	住所
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

第 9 警戒隊長

官職氏名

殿

年 月 日

住 所

会社名

代表者名

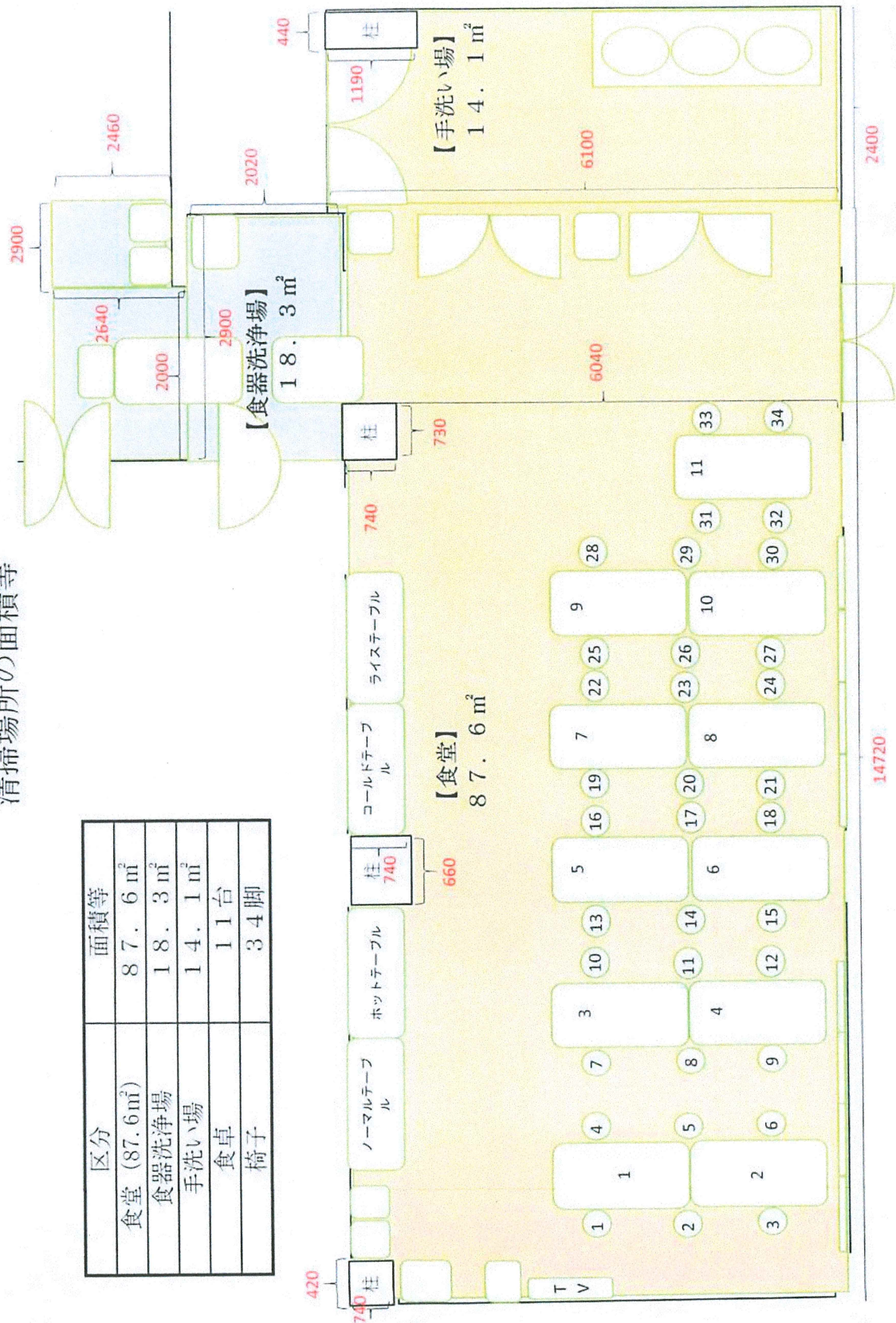
作業完了届

(検査書)

作業日及び 食 区 分		検査		作業 従事者	備考	作業日及び 食 区 分		検査		作業 従事者	備考
		合否	検査官	合否	検査官						
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				
月 日 (曜日)	朝食					月 日 (曜日)	朝食				
	昼食						昼食				
	夕食						夕食				

清掃場所の面積等

区分	面積等
食堂 (87.6m ²)	87.6 m ²
食器洗浄場	18.3 m ²
手洗い場	14.1 m ²
食卓	11台
椅子	34脚



委任状

令和 5 年 4 月 3 日

契約担当官
航空自衛隊第 5 航空団
会計隊長 渡邊 一夫 殿

(委任者)

住 所

会 社 名

代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

1 品名 (件名) 食器洗浄及び清掃作業部外委託

2 履行場所 航空自衛隊下甕島分屯基地

(代理人)

住 所

氏 名